

平成 27 年 7 月 31 日

平成 27 年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「当法人」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 当法人における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 76 件、契約金額は 12,462 百万円である。また、競争性のある契約は 37 件 (48.7%)、1,971 百万円 (15.8%)、競争性のない随意契約は 39 件 (51.3%)、10,491 百万円 (84.2%) となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が金額において大きくなっている (21.5%の増) が、主に運用受託機関等との企画競争契約が減少したことにより相対的に競争性のない随意契約の割合が大きくなったものである。

表 1 平成 26 年度の年金積立金管理運用独立行政法人の調達全体像

(単位：件、百万円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	( 4.5%) 5	( 3.7%) 829	( 2.6%) 2	( 5.9%) 738	( △60.0%) △ 3	( △10.9%) △ 91
企画競争・公募	( 36.0%) 40	( 33.5%) 7,425	( 46.1%) 35	( 9.9%) 1,233	( △12.5%) △ 5	( △83.4%) △ 6,192
競争性のある契約 (小計)	( 40.5%) 45	( 37.3%) 8,254	( 48.7%) 37	( 15.8%) 1,971	( △17.8%) △ 8	( △76.1%) △ 6,283
競争性のない随意契約	( 59.5%) 66	( 62.7%) 13,887	( 51.3%) 39	( 84.2%) 10,491	( △40.9%) △ 27	( △24.5%) △ 3,396
合計	( 100.0%) 111	( 100.0%) 22,141	( 100.0%) 76	( 100.0%) 12,462	( △31.5%) △ 35	( △43.7%) △ 9,678

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の ( ) 書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(注 3) 「競争入札等」には、不落による随意契約を含む。

(2) 当法人における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになり、契約件数は 2 件 (5.6%)、契約金額は 193 百万円 (15.4%) である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額とも大きくなっている (件数は 1.2%の増、金額は 13.3%の増) が、平成 26 年度においては、競争契約全体の件数・金額が減少したことにより、相対的に一者応札・応募による契約の割合が大きくなったものである。なお、当該 2 件については、システムの運用及び保守業務において、既存のアプリケーション及びデータの移行を行う特殊な年度であったことから、応募要件を満たし業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認の公募を行い、いずれも応募がなかったことから既存業者と契約したものである。

表 2 平成 26 年度の年金積立金管理運用独立行政法人の一者応札・応募状況

(単位：件、百万円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2 者以上	件数	43 ( 95.6%)	34 ( 94.4%)	△ 9 ( △20.9%)
	金額	8,083 ( 97.9%)	1,066 ( 84.6%)	△ 7,017 ( △86.8%)
1 者以下	件数	2 ( 4.4%)	2 ( 5.6%)	0 ( 0.0%)
	金額	171 ( 2.1%)	193 ( 15.4%)	22 ( 13.0%)
合計	件数	45 ( 100.0%)	36 ( 100.0%)	△ 9 ( △20.0%)
	金額	8,254 ( 100.0%)	1,259 ( 100.0%)	△ 6,995 ( △84.7%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約 (一般競争、指名競争、企画競争、公募) を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の ( ) 書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、平成 27 年度においては、事務所移転関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達方法及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 競争契約による調達

事務所移転に関する調達 (賃貸人の指定等により随意契約によらざるを得ない契約を除く。) について、事務所借料を新旧事務所に二重に支払う期間を短縮するため、移転までの期間等を勘案した効率的かつ適正な調達を目指す。

【当該取組の結果、二重に借料を支払う期間を短縮するよう効率的かつ適正な調達を行う】

(2) 随意契約による調達

賃貸人の指定等により随意契約によらざるを得ない契約を締結することとなる案件については、随意契約によることができる事由との整合性を図る。

【随意契約の締結については、随意契約によることができる事由との整合性を図る】

(3) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に配慮した調達

調達にあたっては、平成27年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針に配慮する。具体的には、原則として、グリーン購入又はエコマーク等環境物品等による調達を図る。

【環境物品等の調達の推進を図るための方針に配慮した調達を図る】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された契約審査会（委員長は総務・企画等担当理事、運用受託機関等との契約案件を除く。）において審議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から点検を受けることとする。

【契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件を審議する】

なお、運用受託機関等との契約案件については、その特性に応じた取扱いに配慮するとともに、例えば、選定過程や管理運用委託手数料の水準については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会からの求めのあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングを受けることとする。

【運用委員会において、運用受託機関等との契約案件の審議を経る】

(2) 不祥事発生 of 未然防止・再発防止のための取組

当法人では、会計事務職員及び調達担当職員の資質の向上を図る観点から、財務省会計センター主催の政府関係法人会計事務職員研修及び公正取引委員会主催の政府出資法人調達担当者研修会に職員を参加させる

こととしており、調達等に係る研修内容等について調達担当部署において共有し、会計規程等の遵守を通じ、不祥事の未然防止を図っている。

【会計事務職員及び調達担当職員を研修会に参加させる】

#### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を厚生労働大臣に報告し、厚生労働大臣の評価を受ける。厚生労働大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 5. 推進体制

##### (1) 推進体制

調達等合理化計画に定める各事項を着実に実施するため、総務・企画等担当理事を委員長とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

委員長 総務・企画等担当理事

委員 審議役、部及び室の長

##### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（前回の調達において一者応札・応募となった契約及び新たな随意契約）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当法人のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。